

取扱説明書 (保証書付)

EC-44

このたびは、当社の製品をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。

- ご使用前に必ず、この取扱説明書の「安全上のご注意」と取扱方法に関する説明をよくお読みの上、正しく取付け、ご使用ください。
- お読みになったあとは、必ず保存してください。

安全上のご注意

必ずお守りください

安全に正しくお使いいただくために

この取扱説明書および製品への表示では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

絵表示の例



○記号は禁止の行為であることを告げるものです。図の中や近傍に具体的な注意内容(左図の場合は分解禁止)が描かれています。



●記号は行為を強制したり指示する内容を告げるものです。



△記号は注意(危険・警告)を促す内容があることを告げるものです。図の中に具体的な注意内容が描かれています。



警告

この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。



工事は工事店に依頼する

工事には、技術と経験が必要です。、火災・感電、けが、器物損壊の原因となります。工事店にご相談ください。



組込機器の電源プラグをコンセントから抜く

取付作業、及びお手入れの際は電源プラグをコンセントから抜く感電の原因となることがあります。



専用機器以外に接続しない

この機器は専用機器に組み込んでご使用いただくように設計されています。専用機器以外に接続すると火災、感電、けがの原因となります。



分解／改造はしない

火災・感電の原因となります。修理や点検は、販売店などにご依頼ください。



注意

この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が傷害を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。



取り付ける機器の取扱説明書をよく読み、電源を切り、説明に従って取り付けてください。

各部の名称と説明

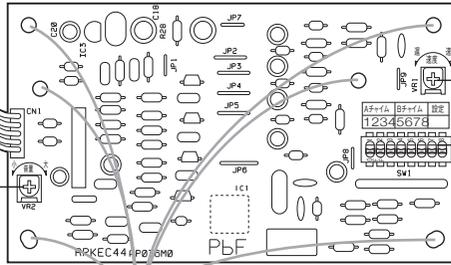
打音間調節器

チャイム音の打音間隔(テンポ)を調節します。調節時にはディップスイッチ(SW1)の「7」をON側に切り換えてください。この調節器を右方向にまわしますとテンポが速くなり、左方向では遅くなります。ディップスイッチの「7」をOFF側にしますと調節器の位置に関係なく標準の打音間隔に戻ります。(チャイム鳴動中は調節不可。)

コネクター
接続については取付機器の取扱説明書をご覧ください。

音量調節器

チャイム出力を調節します。出荷時は標準音量に調整しています。チャイム使用時に他の音源と音量差がある場合に調節してください。



取付穴

取付については取付機器の取扱説明書をご覧ください。

ディップスイッチ

「1」～「6」はチャイム音の設定用、「7」はチャイムの打音間隔(テンポ)を調節時に使用します。「8」はOFF側のままで使用してください。

取付方法

- エレクトロチャイムユニットの取付けは、各取付機器の取扱説明書をご覧ください。

警告 取付作業をおこなう場合は必ず、取付機器の電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。

注意 本機を持つときは、基板面(裏表)には触れない。基板の端を持ってください。故障の原因になることがあります。

基本動作の説明

- ・ 本機を出荷時の状態で機器に取り付けますと次の様なチャイム音動作になります。
- ・ チャイム音の動作は本機の基板上的ディップスイッチの設定を変えることで変更できます。変更される場合は「チャイム音の設定について」をご覧ください。
- チャイムボタン1箇所(A起動)のみの機器に取付けた場合。(例: 卓上アンプなど)

◎チャイムボタンを押すと、上り4音チャイムが鳴動します。

- 上りチャイムボタン/下りチャイムボタン(A起動/B起動)のある機器に取付けた場合。(例: リモートマイクなど)

◎上りチャイムボタンを押すと、上り4音チャイムが鳴動します。

◎下りチャイムボタンを押すと、下り4音チャイムが鳴動します。

チャイム音の設定について

● 下表のチャイム音を用途によりお選びください。

チャイム音	打音の組合せと順序	■チャイム打音周波数 第1音:440Hz 第2音:554Hz 第3音:659Hz 第4音:880Hz
上り4音チャイム	第1音→第2音→第3音→第4音	
下り4音チャイム	第4音→第3音→第2音→第1音	
上り2音チャイム	第3音→第4音	
下り2音チャイム	第3音→第2音	
1音チャイム	第2音	
ページング音	第3音→第2音→第3音→第4音	

● チャイム音または、動作を変更される場合は下記を参考にディップスイッチの設定を行ってください。

■A起動の設定(SW「1」「2」「3」)

- 上り4音チャイム
 (初期設定)
- 上り2音チャイム

- 下り4音チャイム

- 下り2音チャイム

- 上り下り4音チャイム(1)
 上り4音 下り4音
押す ⇨ 離す
(モーメンタリ動作)
- 1音チャイム

- 上り下り4音チャイム(2)
 上り4音 下り4音
押す ⇨ 離す ⇨ 押す
(オルタネイト動作)
- ページング音


■B起動の設定(SW「4」「5」「6」)

- 下り4音チャイム
 (初期設定)
- 上り2音チャイム

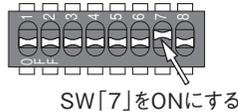
- 上り4音チャイム

- 下り2音チャイム

- 上り下り4音チャイム(1)
 上り4音 下り4音
押す ⇨ 離す
(モーメンタリ動作)
- 1音チャイム

- 上り下り4音チャイム(2)
 上り4音 下り4音
押す ⇨ 離す ⇨ 押す
(オルタネイト動作)
- ページング音


● チャイム音の打音間隔はディップスイッチSW「7」をON側に切り換え、打音間隔調節器で調節してください。



定格

電源電圧	DC12V~15V(接続機器より受電)
消費電流	15mA以下(DC12V時)
チャイム出力	-22dBV ±3dB 10kΩ 不平衡(440Hz出力時)「出荷時」
標準打音間隔	0.5s ±1%
打音調節範囲	20.4ms~1048ms
使用温度範囲	-10℃~+50℃
寸法/質量	幅 60mm 高さ 16.5mm 奥行 110mm / 約 40g
付属品	取扱説明書(保証書付) 1、取付金具 1、チャイム表示シール 1、φ3×6タッピングねじ 4、M3×6/8バインドねじ 4
付帯機能	チャイム設定スイッチ、打音間隔(テンポ)調節器、音量調節器

サポートのご案内

■ 修理・お取扱い・お手入れについてのご相談・ご依頼は、お買い上げの販売店にお申し付けください。

販売店に修理を依頼する場合は、下記の項目をお確かめください。

①品名 ②品番 ③お買い上げ日 ④故障の状況(できるだけ具体的にお願いします)

■ 販売店がご不明な場合は、最寄りの弊社営業所にお問い合わせください。

営業所情報はホームページもしくは2次元コードにアクセスしてください。
<https://www.unipex.co.jp>



■ その他ご不明な点は、お客様ご相談センターへご相談ください。

UNI-PEX お客様ご相談センター

0120-56-5245 (通話料無料)

受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日除く)

携帯電話からのご利用は、

072-855-3334 (通話料がかかります)

【お客様の個人情報の取り扱いについて】

お客様ご相談センターにおけるお客様の個人情報は、ご相談対応、修理およびその確認に使用いたします。個人情報は適切に管理し、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示いたしません。

エレクトロチャイムユニット EC-44

保証書

製造番号	
保証期間	お買い上げ日 年 月 日 電子回路部1ヶ年、ケース(外装部)6ヶ月
お客様	お名前 見本 様 ご住所 〒 電話() -
販売店	店名・住所 電話() - 印

本書は本書記載内容で無料修理を行なうことを保証するものです。お買い上げの日から上記期間内に故障が発生した場合は本書を提示のうえ、お買い上げの販売店に修理をご依頼ください。

製造元 **日本電音株式会社**

発売元 **ユニペックス株式会社**

〒573-1132 大阪府枚方市招提田近3-6 TEL.(072)855-3334(代)

保証規定

この保証書は日本国内においてのみ有効です。この保証書は再発行いたしませんので大切に保管してください。この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがって、この保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

(This warranty is valid only in Japan)

無料修理保証の範囲

- ①保証期間内において、取扱説明書などに従った正常な使用状態において故障した場合に無料で修理いたします。
- ②修理の際は必ず保証書の提示があること。
- ③当保証書の所定項目に必要な事項が記入され、故意に字句を訂正していないこと。

無料修理保証の免責範囲

(次のような場合は保証期間内でも有料修理となります。)

- ①使用上の誤り及びお取扱いの乱用などによる故障、磨耗。
- ②不当な修理改造による故障、損傷。
- ③正常なご使用でも、消耗部品の自然消耗、磨耗、劣化によるもの。
- ④お買い上げ後の落下、傷など、お取り扱い上に起因するもの。
- ⑤火災、水害、落雷、地震、その他の天災によるもの。また塩害、有毒ガス、異常電圧などが原因の損傷。
- ⑥故障の原因が本製品以外の機器の影響によるもの。
- ⑦常識的に正常な動作状態であるにもかかわらず、修理または部品交換などの要求をされる場合。